

医事法学

責任者名：近藤 真啓(法医学 准教授)

学期：前期

対象学年：6年

授業形式等：講義

◆担当教員

網干 博文(法医学 教授)

尾崎 哲則(医療人間科学 教授)

近藤 真啓(法医学 准教授)

堤 博文(法医学 専任講師)

岡野 雅春(法医学 助教)

◆一般目標 (GIO)

医業に携わるために、医療は多くの法律によって規制されていることを知る。また、市民の権利意識の高まりの中で、患者の自己決定権と医療理念の間に生じる差異について理解する。

◆到達目標 (SBOs)

歯科医療を行うにあたって法律を関連付けることができる。

◆評価方法

評価は全講義の受講を前提とし、平常試験 (50%) および定期試験 (50%) で行う。

フィードバック：

平常試験終了後、模範解答の掲示または解説をおこなう。

◆オフィス・アワー

担当教員	対応時間・場所など	メールアドレス・連絡先	備考
網干 博文	月曜日 12:00～13:00 法医学講座		
尾崎 哲則	月曜日 12:00～13:00 医療人間科学	03-3219-8201	
近藤 真啓	月曜日 12:00～13:00 法医学講座	deho20266 (アットマーク) g.nihon-u.ac.jp 03-3219-8129	
堤 博文	月曜日 12:00～13:00 法医学講座		

◆授業の方法

授業は講義を中心に随時、演習問題を織り交ぜながら進める。

【実務経験】

網干博文：法医学分野での実務経験を踏まえ、法律的に問題となる医学的事項を中心に、医療行為、承諾と説明など医療倫理的な面についても解説しながら講義を進めます。

尾崎哲則：厚生労働省の歯科医療機関に関する各種研究班や自治体等の委員会での経験を踏まえ、歯科医療機関の持つと特性を重視しつつ医療提供体制について、わかり易く説明していきます。(医療法)

近藤真啓：生命科学研究および法医学分野での実務経験を踏まえ、脳死と臓器移植の考え方、歯科医療を行う上で遵守すべき法律や倫理について説明します。

堤博文：法医学講座での実務経験を踏まえ、歯科医療で問題となる医療行為の倫理について説明していきます。

◆教材(教科書、参考図書、プリント等)

種別	図書名	著者名	出版社名	発行年
教科書 1	歯科六法コンメンタール 一歯科関連法律の逐条解説一	社会歯科学会	ヒョーロン	2018
参考書 1	スタンダード社会歯科学 第7版	石井拓男	学建書院	2018
参考書 2	医療六法(令和2年度版)		中央法規出版	2020
参考書 3	法医学	福島弘文	南山堂	2016

◆DP・CP

[DP-1]

コンピテンス：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

コンピテンシー：医の尊厳を理解し、法と倫理に基づいた医療を実践するために必要な豊かな教養と歯科医学の知識を修得できる。

[CP-1] 歯科医学と医療倫理の基礎的知識を修得し、社会人としての品格と医療人になるための自覚を養成する。

◆準備学習(予習・復習)

必ず事前に教科書を読んで、授業内容の目的を理解しておくこと。

◆準備学習時間

授業相当時間を、それぞれ予習および復習の時間に充てること。

◆全学年を通しての関連教科

医療と倫理(2年前期)

プロフェッショナルリズムと行動科学(2年後期)

医療の情報化・国際化（6年前期）

地域保健学（6年前期）

歯科保健医療と社会（6年前期）

法医学演習（6年前期）

◆予定表

但し、第11回、第13-21回は法医学に関連する講義および実習を行う。

回	クラス	月日	時間	学習項目	学修到達目標	担当	コアカリキュラム
1		4.1	4	【対面】 1. 医事法学総論 (教1) pp.10-29 (参1) pp. 33-69 pp. 71-83 pp. 95-111 (参3) pp.301-325	・人権の保障，医療事故の責任，生命倫理の尊重，保健医療行政の後見的役割など，医事法学の課題を述べるができる。 ・歯科医師をとりまく法律の種類，機能および目的を概説できる。	近藤 真啓	B-2-1) 歯科医師法・歯科医療関係法規
2		4.2	3	【対面】 2. 医療法（1） 医療法概要 (教1) pp.23-24 pp.122-199 (参1) pp.33-54	・医療法が成立した経緯を理解する。 ・医療法と歯科医師法との関連について概説できる。 ・医療そのものについて説明できる。	尾崎 哲則	B-2-1) 歯科医師法・歯科医療関係法規
3		4.6	3	【対面】 2. 医療法（2） 医療機関の開設管理 (教1) pp. 122-199 (参1) pp. 33-54	・医療施設の定義を説明することができる。 ・医療施設の種類の述べるができる。 ・医療施設数の推移について述べるができる。 ・医療施設の開設あるいは廃止について説明できる。 ・医療施設の広告規定について説明できる。 ・入院退院時の書面作成・交付について概説できる。	尾崎 哲則	B-2-1) 歯科医師法・歯科医療関係法規
4		4.13	3	【対面】 2. 医療法（3） 医療安全・医療計	・医療安全管理について説明できる。 ・医療安全支援センターの機能につ	尾崎 哲則	B-2-1) 歯科医師法・歯科医療関係法規

				<p>画 (教1) pp. 129-137 (参1) pp. 33-54</p>	<p>いて概説できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療事故調査制度について概説できる。 ・医療監視について概説できる。 ・医療計画について説明することができる。 ・5疾患5事業について概説できる。 ・在宅医療における医療連携体制について説明できる。 ・医療介護総合確保法・地域医療構想について概説できる。 		
5		4.17	3	<p>【対面】 3. 歯科医師法 (1) (教1) pp.32-63 (参1) pp.55-59 (参2) pp.1962-2033</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師をとりまく歯科医師法上の義務と禁止事項について学ぶ。 ・診療には応じる義務(応招義務, 診断書交付義務)があることを知る。 ・診断書交付時の注意や罰則などについて理解する。 ・歯科医師国家試験受験の欠格事由と歯科医師免許取得に関する欠格事由について学ぶ。 ・免許の取り消しと業務停止について知る。 ・歯科医師免許の法的効果, 特に歯科医業の独占と名称の独占の意義を知る。 ・無免許医業罪について, 共同正犯の成立することもあることを認識する。 	近藤 真啓	B-2-1) 歯科医師法・歯科医療関係法規
6		4.20	3	<p>【対面】 3. 歯科医師法 (2) (教1) pp.32-63 (参1) pp.55-59 pp. 95-97 pp. 127 (参2) pp.1962-2033</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・診療, 投薬, 処方箋の交付などはすべて, 自らが診察してから行わなければならない(無診察治療等の禁止)ことを理解する。 ・診療後は, 療養方法等の指導義務がある。その法的根拠は何かを学ぶ。説明の範囲と内容について理解する。説明不足による予後不良の責任について知る。 ・医薬分業の意義, 処方箋記載事項, 処方箋交付時の注意事項につい 	近藤 真啓	B-2-1) 歯科医師法・歯科医療関係法規

					て学ぶ。 ・原則的には処方箋を交付しなければならないが、しなくてもよい場合はいかなる状況かを理解する（処方箋交付義務）。		
7		4.27	3	【対面】 4. 歯科技工士法 （教1）pp. 20-22 pp. 94-121 （参1）pp. 63-66 pp. 74-76 pp. 88-89 （参2）pp. 2707- 2755	・歯科医師をとりまく医療スタッフの業務範囲を認識し、無免許医業罪などの問題を引き起こさないよう努めることを学ぶ。 ・歯科技工士法の制定のいきさつ、目的などを理解する。 ・歯科技工士法は、業務に関する人のみならず歯科技工所の施設をも規制する法律であることを理解する。 ・歯科技工指示書の記載事項とその保存義務について学ぶ。	堤 博文	B-2-1) 歯科医師法・歯科医療関係法規
9		5.6	5	【遠隔】 5. 刑法上の義務と禁止事項 （教1）pp. 32-93 pp. 406-407 （参1）pp. 58 pp. 110-111 （参3）pp. 301- 325 6. 民法上の義務と禁止事項 （教1）pp. 32-93 pp. 406-409 （参1）pp. 58 pp. 110-111 （参3）pp. 301- 325	・歯科医師には患者の秘密を守る義務がある。秘密とは何か、一方、秘密を話しても秘密漏泄罪に問われないときはどんな場合かなどについて理解する（守秘義務）。 ・医師の虚偽診断書作成の罪とは何か、虚偽の記載とは何か、証明文書の三型とは何かについて理解する。 ・無診察診断書と虚偽診断書の作成の罪が同時に成立した場合の責任について理解する。 ・国公立病院に勤務する医師の虚偽私文書作成の罪は、公文書偽造に問われ、罪が重くなることを理解する。 ・債務不履行と不法行為による損害賠償責任を学ぶ。 ・使用者責任、共同不法行為責任および工作物の占有権について理解する。 ・歯科医師には鑑定および証言の義務のあることを理解する。 ・鑑定を依頼される場合はどのような手続きが必要か、また裁判所など	堤 博文	B-2-1) 歯科医師法・歯科医療関係法規

					において証言を拒否し得る場合はどのような時かなどについて理解する。		
8		5.6	6	【遠隔】 7. 医師の注意義務 (教1) pp. 32-93 pp. 407-409 (参1) pp. 110-111 (参3) pp. 315-325	<ul style="list-style-type: none"> ・注意義務の法的根拠を知る。 ・民法上は受任者の注意義務(善管注意義務)違反、刑法上は業務上過失致死罪に問われることを知る。 ・注意義務の分類、注意義務の分類の二面性および医療にまつわる水準について理解する。 	堤 博文	A-1-3) 歯科医師としての責務と裁量権
10		5.6	7	【遠隔】 8. 歯科衛生士法 (教1) pp.18-19 pp. 64-93 (参1) pp. 60-62 pp. 74-76 (参2) pp. 2656-2706	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士の資格の成り立ちと目的を説明できる。 ・歯科衛生士の業務とその法的根拠を説明できる。 ・歯科衛生士の試験・免許に関する手続きを理解する。 ・歯科衛生士法で規定される歯科衛生士の義務・責務を説明できる。 ・絶対的歯科医行為と相対的歯科医行為の違いを説明できる。 ・歯科医療関係者との連携について概説できる。 	網干 博文	B-2-1) 歯科医師法・歯科医療関係法規
11		5.7	3	【対面】 1. 法医学総論 1)法医学の社会的役割と歴史 2)法医学の業務, 鑑定 3)法医解剖 (教2) pp.1-11 pp.278-282 (教3) プリント (参1) pp.1-18	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社会生活において, 様々な問題が発生する。社会の法秩序維持のために数多い解決手段のなかで医学, 歯学的な検証が功を奏する機会が多いことを理解する。 ・人の死とは何か, 我が国の異状死の取扱い方について説明できる。 ・異状死について理解するとともに, 日本における取り組みの現状を説明できる。 	網干 博文	B-2-3) 歯科による個人識別、C-5-7) 個体の死
12		5.11	3	【対面】 「平常試験(1)」	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回～第10回講義の範囲について試験を行い、理解度を確認す 	近藤 真啓	

				「平常試験の解説」	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解説により授業内容の理解度の確認及び習熟を図る。 		
13		5.14	3	<p>【対面】</p> <p>2. 死因究明制度 (教2) pp. 5-11, pp.337</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・死因究明等の推進に関する法律が施行された経緯について概説できる。 ・死因身元調査法における「調査法解剖」の内容について概説できる。 ・死因身元調査法における身元確認の重要性について説明できる。 ・死因身元調査法における歯科医師としての関わりを説明できる。 	網干 博文	B-2-1) 歯科医師法・歯科医療関係法規
14		5.18	3	<p>【対面】</p> <p>3. 死体現象 (1)</p> <p>1) 早期死体現象 (教2) pp.17-23 (教3) プリント (参1) pp.22-33</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒトが死亡して死体となった時から、その死体に現れてくる様々な変化や現象について総合的に説明できる。 ・早期死体現象の発生機序とその社会における意義について理解できる。 	堤 博文	C-5-7) 個体の死
15		5.21	3	<p>【対面】</p> <p>3. 死体現象 (2)</p> <p>2) 晚期死体現象 3) 特殊死体現象 4) 死体の物理的損壊 5) 死後経過時間の推定 (教2) pp.24-28 (教3) プリント (参1) pp.22-33</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒトが死亡して死体となった時から、その死体に現れてくる様々な変化や現象について総合的に説明できる。 ・晚期死体現象の発生機序とその社会における意義について理解できる。 ・特殊死体現象の生成機序とその意義について理解できる。 ・死体現象から死後経過時間を推定する方法について理解できる。 	堤 博文	C-5-7) 個体の死
16		5.27	6	<p>【遠隔】</p> <p>4. 損傷 (1)</p> <p>1) 定義と用語 2) 顎顔面外傷をみたときの法医学的問題点 3) 分類 4) 損傷による死因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・力学的な外力が人体に加えられて生じた組織の異常状態を観察し、創傷検査の法医学的意義を学修する。 ・創傷の数、部位、性状および程度などから、自為、他為、あるいは災害によるものかの識別ができることを知る。 ・創傷を成傷器によって分類し、そ 	堤 博文	B-2-3) 歯科による個人識別

				5)生活反応 (教2) pp.61-98 (教3) プリント (参1) pp.58-96	れぞれの特徴的性状について理解できる。 ・損傷による死因を決定するにあたり、留意すべき事項が理解できる。 ・個体が外から刺激を受けたとき、生体でなければ生じない所見(生活反応または生体反応)の種類と意義について理解し、死後損傷との識別ができる。		
17		5.27	7	【遠隔】 5. 個人識別 (総論) (教2) pp.228-245 pp.260-261, 264 (参1) pp.287-295	・法医学分野における個人識別において、何を指標として用いているのかを知る。 ・過去のDNA鑑定事例をとおして鑑定作業の実際および有用性を知る。 ・親子鑑定の方法について理解する。	近藤 真啓	B-2-3) 歯科による個人識別
18		5.28	5	【遠隔】 6. 性別の判定 1)性別判定の対象 2)歯からの性別判定 (教1) pp.22-27 (教2) pp.264 (教3) プリント (参1) pp.222-224	・性別判定の対象となる事項について、その関連法規も含めて理解できる。 ・骨硬組織などによる性別判定の方法について説明できる。 ・歯の形態(大きさ、形)からの性別判定を行うことができる。 ・上下顎歯列模型上の歯の大きさを計測し、歯の計測学的な手法による性別判定法を理解し、判別分析を用いた性別判定ができる。	堤 博文	B-2-3) 歯科による個人識別
19		6.1	3	【対面】 平常試験(2) 「平常試験の解説」	・第11, 13~17回の講義範囲について試験を行い、理解度を確認する。 ・解説により授業内容の理解度の確認及び習熟を図る。	網干 博文	B-2-3) 歯科による個人識別
20		6.1	4	【対面】 7. 年齢の推定 1)骨硬組織による年齢推定 2)歯からの年齢推	・骨硬組織による一般的な年齢推定法について学ぶ。 ・メトリックあるいはノンメトリックな年齢推定法について、その推定法が開発された背景を学ぶ。	近藤 真啓	B-2-3) 歯科による個人識別

				<p>定</p> <p>(1)歯の成長発育状態からの年齢推定</p> <p>(2)咬耗からの年齢推定</p> <p>(教1) pp.28-39</p> <p>(教2) pp.257 p.263</p> <p>(教3) プリント</p> <p>(参1) pp.225-226</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢推定のための数学モデルについて理解を深め、実際どのように使用されるか理解する。 ・歯の歯胚の形成から歯根の完成までの一連の発生学的変化を利用した年齢推定法について学修する。 ・歯の加齢に伴う生理的变化の一つである咬耗の進行と年齢との関係を総合的に捉えた咬耗状態による年齢推定ができる。 		
21		6.1	5 ～ 6	<p>【対面】</p> <p>8. 性別判定および年齢推定（演習）</p> <p>(教1) pp.25-27</p> <p>(教2) p.264</p> <p>(教3) プリント</p> <p>(教1) pp.28-39</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人体骨格（頭蓋骨など）の男女間における形態学的相違から性別を推定する手法を知る。 ・OPGを用いて、歯の発生学的変化を利用した年齢推定を行い、その精度について知る。 	<p>網干 博文</p> <p>近藤 真啓</p> <p>堤 博文</p> <p>岡野 雅春</p>	B-2-3) 歯科による個人識別

担当グループ一覧表

グループ名	教員コード	教員名
	863	堤 博文
	904	尾崎 哲則
	959	網干 博文
	1533	近藤 真啓

